

平成30年12月3日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

調査事件 4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入
について
(その他所管に関する事項について)

教育委員会事務局

目次

1. 指定管理者制度の導入経緯と目的について	2
2. 北斗市の状況について	2
(1) 導入に係る取組経過	2
(2) 導入施設	3
(3) 指定管理者	3
(4) 指定管理者の職員体制	3
(5) 指定管理者が行う業務	3
(6) スポーツ推進事業計画	4
(7) 収支計画	4
3. 庁舎内協議及び教育委員会会議について	5
(1) 庁舎内協議	5
(2) 教育委員会会議	6
4. 地元業者に対する説明会について	6
(1) 出席者	6
(2) 説明した項目	6
(3) 協議結果	6
5. 具体的な指定管理者制度の導入計画（案）について	7
(1) 対象施設の概要	7
(2) 指定管理者の指定申請の資格	8
(3) 指定予定期間	8
(4) 指定管理者の指定手続き	8
(5) 協定の締結	8
(6) 業務の範囲及び具体的内容	9
(7) 管理に関する経費等	10
(8) 各施設の利用者人数等	12
6. 今後の事務局職員体制の考え方について	13
7. 今後の大まかなスケジュール（予定）について	14

○調査事件 4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について (その他所管に関する事項について)

1. 指定管理者制度の導入経緯と目的について

地方自治法の改正に伴い、これまでは地方公共団体に限られていた「公共施設」の管理運営に関して、企業・NPO等を含む団体に委ねることが可能となりました。

これを受けて町では、平成27年12月に「福島町公共施設の指定管理者制度に関する手続き条例」を制定し、翌年3月には「福島町指定管理者制度運用ガイドライン」を策定しています。同ガイドラインでは、総合体育館、町民プール、及びファミリースポーツ公園を第2次導入施設として位置付けています。

なお、第1次施設は、温泉健康保養センター、特産品センター、横綱記念館及び青函トンネル記念館となっています。このような経緯を踏まえ、平成30年度の教育行政執行方針の中に「三つの社会体育施設について、指定管理者制度による管理運営を平成32年度からの実施に向けて検討する。」としています。同制度の導入目的は、各施設の効果的、効率的な管理運営に民間事業者の能力を活用しつつ、町民サービスの向上を図ることにあります。

このため、本年度から指定管理者制度により体育館等を管理運営している北斗市の状況の確認と合わせ、教育委員会及び庁舎内での協議並びに地元業者との話し合いを重ね、同制度の導入に向けた方針を決定したものです。

2. 北斗市の状況について

6月8日に視察した、北斗市の指定管理者制度導入の経緯等は、次のとおりです。

(1) 導入に係る取組経過

- ① 手続き条例の制定 H18.2.1
- ② 応募要項 策定していない(最終的に非公募としたため・案は作成)
- ③ 公募期間 公募していない
- ④ 選定委員会の開催 開催していない(副市長を会長に管理職で組織する「まちづくり会議」で協議)
- ⑤ 指定議案提出日 H30.2.4
- ⑥ 協定の締結 H30.4.1
- ⑦ 指定期間 H30.4.1~H31.3.31(1年間)

■ 主な聞取り内容

Q1. 導入の経過(目的)は

A1. 北斗市におけるスポーツ振興と活性化に取り組むこと(合併時には、スポーツ担当職員9名が現在は1名、今後ゼロにする計画とのこと)。加えて、体育館の休館日が月曜日のため、祝日の場合は連続して休館となる

ので、休館日の見直し（定期休館日をなくする方向）が必要となっていたこと。

Q 2. 非公募としたことは

A 2. 北斗市では、H27年度から総合体育館の管理をNPO 北斗スポーツクラブに業務委託を行い、その間、業務が良好であったこと。また、専門的な資格を有する指導者によるスポーツ振興が期待できること。

Q 3. 指定期間を1年としたことは

A 3. 当市において、指定管理料の人件費相当分についての明確な基準がないことから、毎年大幅にアップしている人件費の積算が難しいと判断した。このため、最初は1年間としたこと。なお、総務課において人件費相当額の基準を定めることを検討中であること。

(2) 導入施設

- ① 北斗市総合体育館 S53 RC造 4,319 m²
- ② 久根別体育センター H4 R造・一部RC造 546 m²
- ③ 茂辺地体育センター S63 R造 700 m²
- ④ 浜分体育センター S58 R造 1,305 m²
- ⑤ 北斗市スポーツセンター S58 R造 1,980 m²
- ⑥ 柳沢スキー場 H4 ロッジ w造 152.03 m² ゲレンデ 20,387 m²

(3) 指定管理者

特定非営利法人 北斗スポーツクラブ (H24.2.12 設立)

(4) 指定管理者の職員体制

施設管理責任者1名、スポーツ推進部門責任者1名、事務・施設管理兼スポーツ指導者3名、経理担当1名 計6名 + 臨時・非常勤職員21名

(5) 指定管理者が行う業務

- ① 体育施設の利用申請受付、利用許可等に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 広報に関する業務
- ④ 緊急時に関する業務
- ⑤ 施設の保守管理、設備機器管理業務
- ⑥ 備品管理業務
- ⑦ 施設、整備の修繕、改修、更新
- ⑧ 清掃業務
- ⑨ 経理管理に関する事務
- ⑩ 自主事業の実施に関する事務

(6) スポーツ推進事業計画

① 既存事業（教育委員会等が主催していた事業）

- ・早朝マラソン、ラジオ体操コンクール、少年少女兼市民駅伝大会、市民スポーツの集い、少年少女ドッジボール大会、スノーフェスティバル、春・夏・冬休みの体力づくり教室

② 指定管理者が行う自主事業

ア 大会・講習会等

- ・ノースサッカーフェスティバル、キッズサッカーフェスティバル、サッカークリニック、体操演技会、フレンドリーマッチ、タグラグビー大会、フットサル大会、うんどう広場

イ 各種教室等（定期的に開催するもの）

- ・ヨガ教室、ヒップホップダンス教室、バレーボール教室、サッカースクール、体操スクール、新体操スクール、高齢者健康づくり教室、大人のマルチ体育教室、親子トリム教室、トランポリン教室

ウ ラジオ体操推進事業

- ・学校、団体等への指導者の派遣
- ・総合体育館前で朝のラジオ体操

(7) 収支計画

(収入)

(単位：千円)

項目	金額	内容
市からの負担金	105,000	指定管理料
利用料金	340	体育館利用料金
その他	300	参加者負担金収入
計	105,640	

(支出)

(単位：千円)

項目	金額	内容
人件費	58,393	一般職 24,387 非常勤・臨時職員 34,006
事務費	1,410	保険体育事務経費
事業費	1,603	スポーツ振興事業経費
管理費	44,234	施設管理経費 32,785 委託料 3,969 一般管理費 7,480
計	105,640	

3. 庁舎内協議及び教育委員会会議について

(1) 庁舎内協議

北斗市の視察報告も兼ね、6月20日に関係課長（総務課長、総務課参事、企画課長）と協議しました。協議における課題等は、次のとおりです。

- ① 北斗市は、理想的な例と考える。福島町の場合は、状況が全然違うので、慎重に判断することが必要である。
- ② 指定管理者制度導入のメリット・デメリットを再整理して、町長に説明する必要がある。
- ③ 町内に指定管理者を担うことのできる団体（法人）を確保できるのか。

以上の3点について、教育委員会事務局において、次のとおり整理し、7月6日に町長に説明したこと。

①の整理

- ・法律による指定管理者制度の設置意義及び「民でできるものは民で」の大きな流れ並びに運用ガイドラインの位置づけからも、難しい部分はあるものの同制度の導入を進めたいこと。

②の整理

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">○利用者の満足度を向上させ、利用者に対するサービスの向上が期待できる。○民間への市場開放にも繋がる。○将来的な管理運営費の経費節減が期待できる。	<ul style="list-style-type: none">●施設の管理運営の質の低下が心配される。●一時的に管理料を含めた運営費が増加する。

③の整理

現在、公共施設の管理業務を担っている町内2業者と指定管理事業者のまちづくり工房に対して、三つの社会体育施設に係る指定管理者制度の導入内容についての考え方を説明します。その上で、事業者として指定管理者を担うことの可能性についての意見交換を行います。また、担うに当たり、事業者として考えられる課題や要望等を把握します。

【町長の考え方】

- 教育委員会としてきちんと方向性を定めて進めること。
- 本来業務量が減となることを考慮すれば、制度導入に伴い生涯学習係1名を減とすべきが基本ではあるが、慎重に対応すべきと考える。これまで手掛けることができていない生涯学習事業（福祉分野との連携等）や休日出勤及び時間外勤務の解消に繋げることを優先すべきと考える。

(2) 教育委員会会議

平成30年度第8回教育委員会会議(7月30日開催)に、報告第1号「指定管理者制度の導入」として、報告しています。報告は、前述3の内容と指定管理者が担う業務内容を説明し、全会一致で、平成32年度からの同制度の導入に向けて進めることで確認しています。

4. 地元業者に対する説明会について

10月3日に開催した説明会の状況は、次のとおりです。

(1) 出席者

- ・ 太平ビルサービス(株)函館営業所 福島事業所長
- ・ サクラセキュリティサービス(株) 担当部長
- ・ (一社) 福島町まちづくり工房 担当主任

(2) 説明した項目

- ① 指定管理者制度の導入に係る経緯について
- ② 導入目的について
- ③ 導入施設について
- ④ 北斗市の状況について
- ⑤ 福島町の指定管理者制度を導入する方向性について
 - ア 施設名、開館時間及び休館日
 - イ 指定期間
 - ウ 指定事業者の要件
 - エ 指定管理者が行う業務の内容
 - オ 今後の大まかなスケジュール(予定)

(3) 協議結果

① 法人としての応募への考え方

説明会の段階で1法人が前向きに考えている旨の説明がありました。また、2法人にあっては、持ち帰り10月末までに連絡をいただくことで協議しました。その後、1法人から前向きな返事を1法人から応募しない旨の連絡をいただきました。

② 疑問点・確認点

- Q1. 各施設の備品等の用意は指定管理者が行うのか。
- A1. 基本的には、現在ある町所有の備品、機械装置で行います。修繕や更新については、その段階で町と協議のうえ、決定します。
- Q2. 自主事業の展開が難しいと思う。また、自主事業に係る経費はどのようになるのか。
- A2. 福島町における自主事業の展開は難しいと思う。必ず、応募に際し、自主事業の展開が必須ということではない。団体にあっては自主事業が無いということも想定している。ただし、選定委員会の審査において、自主事

業の有無は評価に差が出ると思っている。また、経費については、今後示すこととなる指定管理料限度額の範囲内において、団体が収支計画を作成することになり、別途、経費を指定管理料に上乗せすることにはなりません。

③ 要望点

- ・指定管理者に施設を引き継ぐ段階で、一定の修繕を行ってほしい。
→修繕を必要とする箇所の把握ができているものは、きちんと対応したい。

④ その他

- ・特になし

5. 具体的な指定管理者制度の導入計画（案）について

前述4の協議結果等を踏まえた導入計画（案）は、次のとおりです。

（1）対象施設の概要

施設の名称	施設の概要	
総合体育館	設置目的	町民の心身の健全な発達と豊かな生活形成に寄与することを目的とします。
	所在地	福島町字三岳 25 番地 5
	建設年度	昭和 53 年度
	建物構造	鉄筋コンクリート造
	面積	3,177.87 m ²
	施設内容	アリーナ、小①、研修室、トレーニング室、遊戯室、ギャラリー

施設の名称	施設の概要	
町民プール	設置目的	体育、スポーツの振興を図り、町民の福祉の増進に寄与することを目的とします。
	所在地	福島町字三岳 43 番地 1
	建設年度	平成 10 年度
	建物構造	鉄骨造
	面積	1,019.99 m ²
	施設内容	25m コース 4 レーン（うち児童用 2 レーン使用）、男女採暖室、男女更衣室、シャワーブース

施設の名称	施設の概要	
ファミリースポーツ公園	設置目的	体育、スポーツの振興を図り、町民の福祉の増進に寄与することを目的とします。
	所在地	福島町字福島 717 番地 1 外
	建設年度	平成 13 年度
	建物構造	木造（管理棟=109.31 m ² ）
	面積	25,826 m ²
	施設内容	公認コース 18 ホール（コース全延長 845m）

(2) 指定管理者の指定申請の資格

指定期間中、安全かつ円滑に体育施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、次の事項を満たすものとします。

- ① 福島町内に本店、支店、営業所又は主たる事務所を1年以上有する団体等であること
- ② 団体等又はその代表者等が次の事項に該当しないこと
 - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取消され、その日から3年を経過しない団体等
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていない団体等
 - ウ 破産手続開始の決定を受けた団体等
 - エ 国税及び地方税を滞納している団体等
 - オ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる地位にある団体等
 - a) 福島町長
 - b) 福島町議会議員
- ③ 団体等の人員、資産及びその他の経営規模から体育施設の管理能力を有すること。

(3) 指定予定期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで（5年間）

(4) 指定管理者の指定手続き

福島町長が指定管理者の候補者を選定し、町議会の議決を経て福島町長が指定の通知を行うことにより、体育施設の指定管理者として正式に指定されるものです。

(5) 協定の締結

業務内容及び管理基準に関する細目事項及び町が支払う指定管理料に関する事項については、指定管理者と町との間で協定を締結します。協定は指定期間（5年間）を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。なお、協定書に記載する主な事項は次のとおりです。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理に伴う業務の内容に関する事項
- ③ 管理に伴う業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項
- ④ 福島町が支払うべき管理費用に関する事項（※年度協定）
- ⑤ その他規則で定める事項

(6) 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。

① 体育施設の運営に関する業務

- ア 体育施設の利用申請受付及び利用許可等に関する業務
- イ 体育施設の利用料金の収受に関する業務
- ウ 広報に関する業務
- エ 緊急時の対応に関する業務

② 体育施設の維持管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 設備機器管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 備品管理業務
- オ 小規模修繕

③ 経営管理に関する業務

- ア 事業報告書の作成業務
- イ 教育委員会及び関係機関との連絡調整事務
- ウ 指定期間終了後時の引継業務

④ 自主事業の実施に関する業務

体育施設における自主事業については、その設置目的に合致し、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任により体育施設を活用し、独自に企画・計画した自主事業を提案することができます。

- ア 自主事業による各種事業等を計画する場合には、体育施設が公の施設であることに留意し、参加料等は利用者にとって利用しやすい設定となるように心がけるようにします。
- イ 自主事業の実施により発生した収益は指定管理者の収益とします。
- ウ 飲食・物販・自動販売機の自主事業を行うに当たり、教育委員会の行政財産の使用許可を得たうえで行うこととなります。

⑤ スポーツ関係団体に関する業務

- ア 体育協会、スポーツ少年団等との連携に関する業務

⑥ スポーツ推進事業計画

- ア 既存事業等（教育委員会等が主催していた事業等）
 - a) ふくしま町民フットサル大会

- b) 町民ゲートボール大会
- c) いきいき町内会対抗パークゴルフ大会
- d) 千代の富士杯争奪パークゴルフ大会
- e) 町長杯争奪パークゴルフ大会
- f) 教育長杯争奪パークゴルフ大会
- g) 体育月間各種スポーツ大会
- h) 町民縄跳び大会
- i) 雪上レクリエーション大会
- j) 総合体育館夜間団体利用者会議

⑦ 第三者への業務委託（再委託）

指定管理者は、業務の全部を第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、予め教育委員会の承認を得た場合には、業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせることができます。

（7）管理に関する経費等

① 利用料金制度の採用

体育施設の管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による「利用料金制度」を採用しますので、利用料金は指定管理者の収入となります。なお、利用料金については、福島町総合体育館条例第 8 条第 1 項及び福島町ファミリースポーツ公園条例第 5 条で定める利用料金の範囲内で町の承認を得て定め、指定管理者が利用者から徴収する額を決定します。

② 管理に関する経費

3 つの社会体育施設の指定管理料の積算に当たっては、平成 30 年度当初予算額をベースに、次のとおり試算しています。なお、指定管理者としての管理運営に必要な人件費の積算にあつては、3 つの社会体育施設の管理及び社会体育事業（スポーツ推進事業計画の業務（P9(6)）の範囲及び具体的内容に示す指定管理者が担う予定分）の推進に係る担当職員の業務割合を、事務局長 20%、係長 30%、係 50%と捉え、当該 3 名の平成 29 年度人件費を基準に業務割合で算定すると、約 630 万円となります。以上から、管理運営に必要な人件費を 630 万円未満に想定して試算しています。ただし、町民プールの管理委託の積算を、これまで事務員単価ベースとしていましたが、軽作業員と事務員の平均額に変更しています。

	区 分	総合体育館	町民プール	ファミリースポーツ公園
従来分	H30 ベース ①管理分 12,011 千円	4,589 千円	4,063 千円	3,359 千円
	②雇用保険等 (管理分) 371 千円	53 千円	47 千円	271 千円
	③諸経費 (8%) 960 千円	960 千円 (①12,011 千円×0.08=960 千円)		
	④消費税 (10%) 1,334 千円	1,334 千円 (①+②+③=13,342 千円 13,342 千円×0.1)		
	⑤合 計	14,676 千円 (①+②+③+④)		
	指定管理分	区 分	総合体育館	町民プール
H30 ベース ⑥管理分 12,011 千円		4,589 千円	4,063 千円	3,359 千円
⑦雇用保険等 (管理分) 371 千円		53 千円	47 千円	271 千円
⑧運営分 【新規】 3,911 千円		<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理責任者 (1 名) 賃金 2,908 千円 ・経理及びスポーツ推進事業担当者 1 名 (半日勤務) 賃金 1,003 千円 		
⑨雇用保険等 【新規】 (運営分) 742 千円		<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理責任者分 730 千円 ・経理等分 12 千円 		
⑩諸経費 (8%) 1,274 千円		1,361 千円 (⑥+⑧=15,922 千円 15,922 千円×0.08=1,274)		
⑪消費税 (10%) 1,830 千円		2,000 千円 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=18,309 千円 18,309×0.1=1,830)		
⑫合 計	20,139 千円 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)			
増 減	5,463 千円 (⑫-⑤)			

(8) 各施設の利用者人数等

三つの体育施設の H25 年度から H29 までの 5 年間の利用者人数と利用料は、次のとおりです。

① 総合体育館

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30(10 末)
個 人	男	6,560	4,428	2,925	5,717	5,673	2,352
	女	4,566	3,008	2,174	4,170	3,833	1,704
小計		11,126	7,436	5,099	9,887	9,506	4,056
主催		2,717	2,140	44	1,567	1,771	1,471
貸館		1,640	3,465	95	1,590	3,641	3,172
団体		3,835	3,290	2,963	3,294	4,425	2,826
学校		225	65	0	113	1,445	0
合計		19,543	16,396	8,201	16,451	20,788	11,525

② ファミリースポーツ公園

(単位：人、千円)

区 分			H25	H26	H27	H28	H29	H30(10 末)
町内	男	児童	61	54	36	0	18	23
		一般	3,601	3,374	3,079	2,562	2,486	2,285
		小計	3,662	3,428	3,115	2,562	2,504	2,308
	女	児童	13	32	15	0	17	32
		一般	2,599	2,253	2,101	1,988	1,975	1,763
		小計	2,572	2,285	2,116	1,988	1,992	1,795
計		6,234	5,713	5,231	4,550	4,496	4,103	
町外	男	児童	2	4	1	0	7	3
		一般	438	546	571	478	382	258
		小計	440	550	572	478	389	261
	女	児童	0	5	0	0	0	6
		一般	342	366	348	265	261	231
		計	342	371	348	265	261	237
小計		782	921	920	743	650	498	
合 計			7,016	6,634	6,151	5,293	5,146	4,601
シーズン券(用具貸出)			—	—	—	—	52 名 (130)	46 名 (152)
利 用 料			611	593	573	515	308	274

③ 町民プール

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30
男	幼児	89	83	109	108	84	43
	小学	328	337	402	260	219	147
	中学	9	32	28	50	38	13
	高校	0	7	8	1	3	1
	一般	91	116	259	168	254	221
	団体	0	309	0	280	224	289
	教室	358	96	345	70	65	83
	見学	49	109	93	81	47	68
	小計	924	1,089	1,244	1,018	934	865
女	幼児	98	89	147	133	122	77
	小学	569	584	592	435	362	199
	中学	2	24	18	45	27	21
	高校	0	1	6	5	18	8
	一般	672	445	722	609	1,074	521
	団体	40	398	0	324	287	303
	教室	375	203	450	127	173	210
	見学	205	346	387	328	314	240
	小計	1,961	2,090	2,322	2,006	2,377	1,579
合 計	2,885	3,179	3,566	3,024	3,311	2,444	

6. 今後の事務局職員体制の考え方について

現行の職員体制は、各施設を除き、事務局長1名、次長1名、学校係3名（正職員2名・臨職1名）、生涯学習係3名（正職員3名うち1名は学芸員）、地域おこし協力隊員1名の計9名となっています。社会教育・体育事業に関しては、生涯学習係2名と事務局長が中心に担当しています。平成29年度の実績は、社会教育事業にあつては、39事業（うち休日18回）で、社会体育事業は、25事業（うち休日12回）となっています。

このような状況にあり、担当職員の業務量を少なくし、休日勤務等の負担を軽減していくことが必要と考えています。

以上から、指定管理者制度により、三つの社会体育施設管理の効率化と社会体育事業のサービス向上と併せて、担当職員の業務負担の軽減を目指すものです。また、前述3にある「町長の考え方」を基本に対応することにより、教育委員会としても、これまでの生涯学習事業の内容充実・強化及び社会体育事業の振興・普及に取り組むことを目指す方針とし、当面は現行の職員体制を維持するものであるが、将来的には職員体制のスリム化に向けて取り組んでまいります。

7. 今後の大まかなスケジュール（予定）について

今後の大まかなスケジュールを、次のとおり予定しています。

年月日	項目	内容
H30.12.3	①総務教育常任委員会	○所管事務調査事項 ・導入計画（案）等について説明
H31.1	②教育行政執行方針	○指定管理者制度導入の方針を記述 ・常任委員会の意見等を踏まえて整理
H31.3	③公募要項（案）作成	○公募要項（案）の作成 ・ガイドライン等を参考に整理
H31.6	④補正予算提案	○定例会 6 月会議に公募に当たり必要な補正 予算を提案 ・債務負担行為の整理
H31.7～9	⑤公募	○公募要項により公募開始 ・HP 等により周知、同時に選定委員会委員の 選任を行う
H31.10	⑥選定委員会	○選定委員会の開催 ・応募者のヒアリング ・選定基準による選定
H31.12	⑦指定議案提案	○定例会 12 月会議に指定議案を付議 ・指定管理者 ・指定期間
H32.1	⑧協定書締結	○協定の締結 ・指定の通知 ・告示 ・協定の締結
H32.1	⑨当初予算提案	○定例会 3 月会議に必要な予算を提案 ・管理委託料等を整理
H32.4	⑩管理運営開始	○指定管理者制度による管理運営の開始 ・協定書に基づく管理